

(非公式訳)

投資委員会告示

番号： 6/2549

件名：電子・電気産業機械の輸入関税免除

電子・電気産業の競争力向上および生産効率向上のため、

仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条および第 28 条の権限に基づき、投資委員会は、電子・電気およびその部品製造プロジェクトにおいて奨励されたすべての業種にフル操業の如何を問わず、機械の改良、代替あるいは既存事業の生産力拡大のための機会について奨励期間中を通して機械の輸入関税を免除する。

仏暦 2548 年 (2005 年) 12 月 8 日より有効とする

告示日 仏暦 2549 年 (2006 年) 3 月 20 日

(ソムキット・チャトウスリーピタック)

副首相

委員長代理